

民間非営利団体による移送（移動）サービスのガイドライン（私案）

1. 特定非営利活動法人等の非営利の法人格を有するかそれに準じた運営団体であること
 - * 営利を目的としない団体であることは、市民活動として重要です。また移送サービスは組織的に提供することが、サービス提供の安定性、継続性の上で必要です。団体としての運営を義務付けることは、私的な事業を除くことにもなります。
2. 利用者は、障害者や高齢者などの移動困難者であること
 - * 公共交通機関を単独で利用できない移動困難な方を主な対象とします。将来的にはWHOの障害基準などを導入することも検討します。
3. 会員制、または登録制であること
 - * 2の基準を審査している担保として、会員制または登録制をとります。会員制を取ることは、市民団体としての安定運営にもつながります。
4. 福祉車両（リフト付きの車など）を使用する。普通車両の場合は車両登録を行うこと
 - * 移動困難者を対象とするために、福祉装備を施した車を原則として使用します。ただし、マイカーボランティアのために、車両登録制も併用します。
5. 移送サービスの利用料の基準は、使用車両の維持管理費用を基準とする
 - * タクシーと違い、非営利事業であることを明確にするために、移送サービスの輸送部分で收受する金額は、使用する車両の維持管理費用を基準に算出し、人件費を含ませません。介助などをサービスとして提供する場合は、別途計上します。
6. 必要な訓練を受けたコーディネーターを置くこと
 - * タクシー運行と違い、車両の維持管理や、安全運行だけでなく、会員の資格判断や管理にも責任を持つ役目の人を必ず置きます。5台以上の車両を保有する場合は、運行管理者の資格の取得も必要とします。
7. 運転協力者は必要な講習を受けていること
 - * 運転協力者には二種免許を義務づけないかわりに、介助講習などを含めた講習を受講してもらいます。講習は、移送サービス実施団体が自主的に行うか、合同で実施するものとします。
8. 必要な保険に入っていること
 - * 自動車保険としては、対人1億円以上、対物1千万円以上、同乗者1千万円以上を義務づけます。タクシー以上の基準を設けることにより、市民団体としての事故担保能力を保障します。また、乗車中以外の事故に備えるため、移送サービス保険や在宅サービス用保険への加入も義務づけます。
9. 定期総会を開催し、事業報告・会計報告を行うとともに、その情報を公開すること
 - * 特定非営利活動法人法等では公益団体の情報公開は義務付けられています。任意団体の場合でもこれに準じて、団体の年次の活動及び収支報告を公開することにより、透明性を確保します。